

更新要項改正に伴う提出資料の補足説明

日本義肢装具学会 認定制度委員会では、義肢装具専門医ならびに日本義肢装具学会認定士の資質向上を目的とし、更新に必要な提出書類の内容を検討し、理事会承認をへて、新たな更新要項を作成しました。更新に必要な提出書類について、補足説明いたします。

提出書類について以下の 4 つのカテゴリーを設定しました。

- ① 臨床活動：症例報告書、補装具費支給意見書
- ② 研究活動：学会発表抄録、論文(共著含む)
- ③ 教育活動：講義実績(担当科目)。教科書分担執筆、依頼原稿(学会誌の特集など)、セミナー講師(依頼状)。教育に関する自己申告書(臨床実習生の指導プログラム、技術指導報告書等)
- ④ その他：社内教育の実施(開催案内)、座長、セミナー参加証(関連学会含む)等

提出する書類は①～④の区分の中から、合計 3 件以上をご提出ください。同一区分から複数件を提出しても、異なる区分のものを組み合わせても構いません。例えば、症例報告書 3 件を提出することも、学会発表抄録 1 件とセミナー参加証 2 件を提出することも可能です。

- * 提出件数にかかわらず、少なくとも 2 件は義肢装具に関するものとしてください。それ以外は、福祉用具または自助具に関するものでも構いません。
- * ①臨床活動に関する書類は、申請者本人が義肢装具の処方、製作、または義肢装具を用いたりハビリテーション診療に関わったものとします。
- * ②研究活動に関する書類は、申請者本人が関わった学会発表の抄録または論文とします。それぞれ全文をご提出ください。共同演者または共著者として関わったものも含まれます。提出書類が症例報告に関する場合は、①臨床活動の症例報告書とは異なる症例をご提出ください。
- * ③教育活動に関する書類は、申請者本人が講義、教科書の分担執筆、依頼原稿、セミナー講師、臨床実習生の指導等の教育活動に携わったことを確認できるものとします。様式は問いません。教科書の分担執筆、依頼原稿は執筆部分の全文をご提出ください。
- * ④その他に関する書類は、①～③には該当しない、専門医または認定士に相応の知識・技能を示す活動や、その維持・向上のための自己研鑽を確認できるものとします。座長、セミナー参加証(関連学会含む)は義肢装具を対象とした学術大会、セミナーに限りません。
- * 提出された書類が適切であるか否かは認定制度委員会で確認・検討いたします。更新書類として適当でない場合は再提出を求める場合があります。

以上